



2020年 第135号 (令和2年12月発行)

◆ Contents

登記リスペクト	1
新任理事挨拶	4
法務局周辺探訪	6
新入社員紹介	8
編集後記	8



登記リスペクト

以下、「旧民法」というときは明治40年法律第98号を指します。もうこれを書いておかないといけなくなりました。

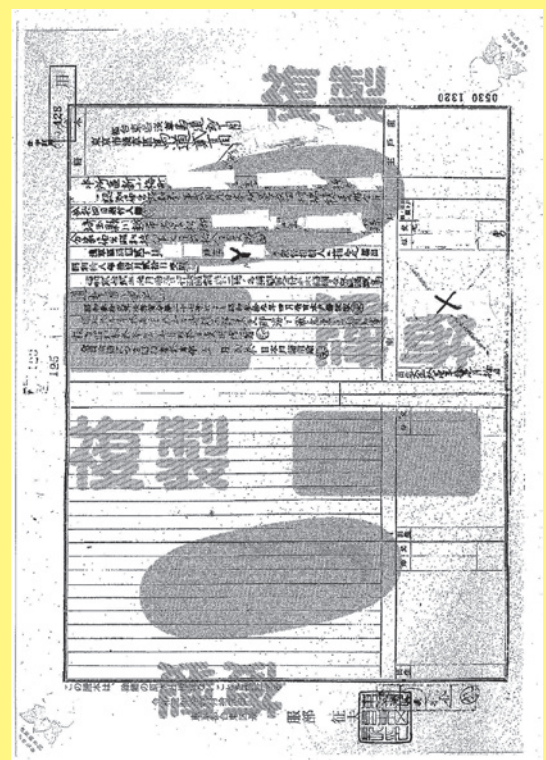
私が結婚したとき（夫婦とも親の戸籍に入っていたので）、「新戸籍の本籍はどうしましょうか」という話になりました。

私はどこでも良かったのですが、妻の希望が「住所と同じところ」でしたので、ん？「住所と同じ本籍」ってどこでしょう。以来6年間にわたって考えた結果を長期相続登記等未了土地問題解消作業で出てきた事例に則して以下に記すことにします。いや、家で言おうよ。

と、ここで突然業務連絡ですが、戸籍に「〇〇番地〇〇ニ於テ出生」とある場合には、〇〇番地〇〇は居所または単なる場所の指定ですので、これを本籍（地）として戸籍の請求をするのはやめてください。各役所からなぜか私のところにクレームが来ています。

さて、気を取り直して下記戸籍をご覧ください。

6行目の真ん中「戸主」（戸主ですよ。戸主）の下の抹消したところを書いてあるのは、「Y」です。



後ほど出てきます。

で、Xの相続がどうなるのでしょうかという話をするつもりはありません。誰がどう見ても附則第25条第2項で新法相続になります。（直系卑属は居そうにないので母または兄弟姉妹相続（代襲は無制限）でしょうか。）第27号改製（本件では簡易改製ですが、同じことです。雑だなあ。）が入っていれば、実務

的には迷うところではありません。

そうは言っても、昭和18年11月20日付、指定家督相続人の指定が入っていることを気にされる方もいるかも知れません。附則第25条第2項は、第3順位以降の家督相続の場合を規定していますので、第2順位（と、もちろん第1順位も）の家督相続人がいる場合には、適用の前提を欠くことになります。特に、指定家督相続人の指定の届出より後で推定法定家督相続人が発生した場合には指定が当然に取り消されますのでご注意ください（旧民法第979条第1項後段）。

本件では第27号改製が入っているので、昭和33年4月1日までに家督相続届が出ていないことは間違いありません。が、昭和22年5月3日以降でも、家督相続届は受理されますので、指定家督相続人が家督相続を承認し、家督相続届を出して戸籍の訂正を申し出れば、受理されます。指定家督相続人の相続人からの申し出については少し問題がありますが、昭和37年10月26日民甲第3069号回答（第4順位の家督相続人につき、家督相続の承認をその相続人からできる旨を言っています。）の適用があるんじゃないかしら。同回答は、家督相続の承認について、法定単純承認（旧民法第1017条第1項）の適用がなくても（家督相続のあったことを知らない場合もあるでしょうからね。）、家督相続を承認する旨の届出を、家督相続届と共に、昭和23年1月1日以降であっても出せることを前提にしています。ほら、伏線を張りましたよ。

ところで、指定家督相続人として指定された者は、被相続人の相続開始時に存命でなければ家督相続できないのですが（推定法定家督相続人との違いを意識してください。）、相続開始前に死亡していた場合はどうなるのでしょうか。ということを今の今思い付いたのですが、この原稿を書いている時点で締切を

とうに徒過しており、輪転機を止めて待ってもらっているのです、詳しくは書けません。ごめんなさい。

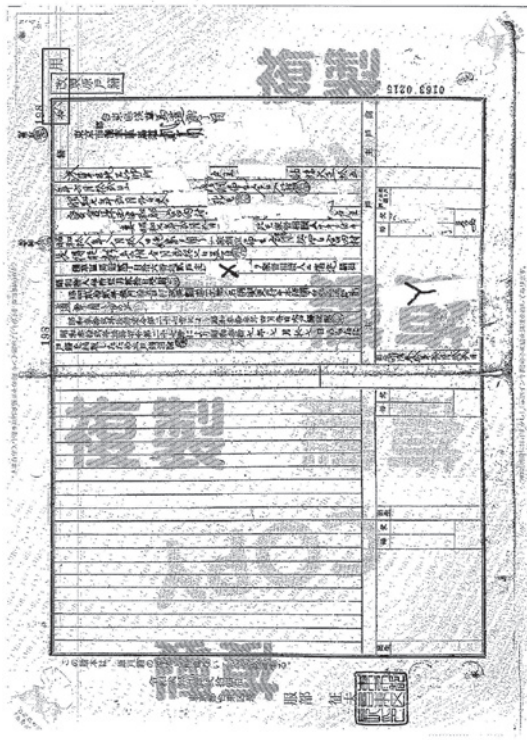
指定家督相続人として指定された者が死亡したことによる指定の取消（死亡したことを知ってから2週間以内で指定した者に届出義務があります。）は事実の問題なので、新法施行によってできなくなるのは明らかにおかしいですが、指定家督相続人の取消の届出は効力要件であり（旧民法第980条）、昭和23年1月1日以降は受理されないというのが素直な解釈だと思います。

また、当該届出を誰がするのかという問題もあります。被相続人の（選定家督）相続人？指定が取り消されるまでは相続人じゃないですよ。この部分は旧法時代に実例としてあった筈なので、機会があれば調べておきます。結論としては、指定家督相続人として指定された者が被相続人より前に死亡していたことを証する戸籍を添付して（被相続人の戸籍の訂正を経ずに）、相続登記はできると思います。

さて、気を取り直して、指定家督相続人として指定された者の戸籍を見てみましょう。こちらは、指定家督相続人として指定された者の死亡による指定の取消が入っていないですね。夫婦だけの戸籍で戸主たる夫から妻Yへの家督相続ではなく、廃家にして一家創立でYが戸主になっています（旧民法第764条第1項）。

で、最初の戸籍で気付いている方は気付いていることですが、指定家督相続人として指定されたYは戸主です。戸主は、戸主のままでは他家の家督相続人にはなれません。

それでは、こういうときにどうするかというと、廃家または隠居して戸主でなくなってから家督相続人になるのですね。第3または5順位の家督相続人のときにはちょいちょい出てくる場面です。今回は



単独戸主ですので、隠居はできませんから、廃家ということになります。

本件では、一家創立で戸主になっていますので、廃家には裁判所の許可は不要です（旧民法第762条第1項）ので、届出のみで廃家ができます。良かった良かった。じゃあ、指定家督相続人として指定された者（の相続人）からの依頼でしたら、廃家届を出してもらって家督相続ができますね。

あれ、廃家っていつまでできるのでしょうか？もちろん昭和22年5月2日までですよ。そして廃家届はというと、昭和23年1月1日以降の戸籍法には（家督相続届と異なり）規定がありません。とすると、廃家については（廃家届を報告的届出と考えても）昭和23年1月1日以降はできないということになります。

しかし、上記の家督相続を承認する旨の届出と同様に、家督相続届と一体として廃家届を出すことはできないでしょうか。

上記につき、1ヶ月ほど前に台東区役所に照会をかけたのですが、執筆時点で回答は得られていません。

家督相続を承認する旨の届出という届出は存在せず、家督相続届を提出すれば承認したことになる（当たり前ですね）のに対して、廃家届は届出として旧民法および旧戸籍法（大正3年法律第26号）では規定があるものであり、その効果も家督相続の承認の前提に留まらないものです。受理はできないと考えます。

なお、Yが廃家届を出せない前提に立ったとしても、廃家による戸籍の訂正をせずに家督相続による登記が申請できるかも一応検討しましょう。登記リスペクトだし。

昭和34年1月29日民事甲第150号にて、第4順位の家督相続人につき戸籍上家督相続の旨が記載されていなくても相続登記を受理できる旨の民事局長回答が出ています。これを第2順位についても適用できれば、家督相続人への相続登記は申請できそうです。

ですが、第4順位（実際は戸主と母親の2人戸籍で戸主が死亡した場合が殆どであり、この場合に家督相続届が出ることはまずありません。また、第4順位の家督相続人であることおよび第1ないし3順位の家督相続人が存在しないことは戸籍上明らかです。）と第2順位では事情が異なりますので難しいでしょう。

ところで、本籍と住所の話でなぜ本件が出てきたのかというと、XとYの本籍が同所同番地枝番1つ違いなんですね。消してあるから、皆様には分からないですよ。それ以外には、XとYの繋がりは見えませんでした。ただの隣人（だから、そうとは限らないって冒頭で言ったでしょ。）に過ぎないのかも知れないXとYとの間には一体何があったのでしょうかね。

（文 台東地区 大西誠）

新任理事挨拶

この度理事に就任しました、古賀尊子と申します。よろしくお願いいたします。



9月から理事の業務に参加しておりますが、ちょうど長期相続登記未了土地問題における相続人調査の作業を間近で見ることができ、理事をはじめとする公嘱協会の社員の方々がとにかく旧民法時代等古い時代の相続に詳しく、その知識の深さと珍しい戸籍の記載からも難なく相続人を特定していく雰囲気には圧倒されてしまいました。相続の知識の豊富さは私の想像を超えるもので、自らの勉強不足を痛感する日々です。大量の資料の振り分け作業の工程も独特で、さすがプロ集団、と感心してしまっています。

ひと昔前は、同じ機関から継続して業務を受託するということがあったのかもしれませんが、現在は、短期的な業務の依頼の方が多く、今後もどのようなところで需要が発生するか先がわからないと思えます。しかし、このような先に何が起こるかわからないという現状に私はむしろやりがいを感じていて、これだけの長い歴史と豊富なノウハウを持つ集団は他にはないので、今後も思わぬ案件に必要とされる組織であり続けるのだらうと予想しています。

私は長く田無地区の幹事として、市役所等の外部の機関への広報活動を中心に行ってきた、このような活動は今後も引き続き行いつつ、司法書士の先生方にも公嘱協会の魅力を十分にお伝えする活動ができたら、と思っております。

私は公嘱協会には多方面で活躍されている勉強熱

心で優秀な先生方が多く所属されているという印象を持っております。ときどき年会費の負担があるから公嘱協会に入会しないという声を聞きますが、公嘱協会の社員は、①自身の事務所では経験できないような官公署等の特殊な業務に取り組むことができる、②自身の事務所業務では知り合う機会のない機関の方々と業務を通じて交流することができる、③公嘱協会に所属する優秀な先生方が開催する研修等に参加して司法書士としての知識を高めることができる等、司法書士としての営業力や能力を高められる機会に恵まれており、私も入会時から公嘱協会に所属しているおかげで立派な先生方から身近でたくさん刺激を受け、様々な業界の方々と接することもでき、自分の人生にとって大きな宝になっていると感じています。

これから理事として公嘱協会の魅力を一人でも多くの方にお伝えしていきたいという思いでおります。

古賀 尊子（田無地区）

この度、総会にて理事に選任されました町田地区の清家鉄平です。



今までは町田地区幹事として当協会の活動に微力ではありますが協力させて頂いておりましたが、これか

らはこれまでと異なった形で当協会の活動に関わることとなります。できる限りの努力を傾注するように心がけてまいりたいと思います。

当協会の活動の活性化に向けて「何が出来るのか」、「どんなことで役立てるのか」を考えながら役割を

果たしていければと考えています。当協会の会員の皆様には今後とも何かしらのご協力をいただくことがあるかもしれませんが、なにとぞよろしくお願い致します。

ちなみに、趣味は映画鑑賞です。年間でだいたい100回くらい映画館まで足を運んで鑑賞しています。今年観た映画の中で、現時点（令和2年11月24日）でのベストは『異端の鳥』という映画です。上映時間は約3時間で、かなり長いと思うかもしれませんが、実際に鑑賞してみるとあっという間に感じます。映画の内容は実際に鑑賞するか、インターネットで調べてください。（ここではなかなか言える内容ではありません笑。）

また、司法書士としてみてほしい映画は、『海洋天堂』という中国の映画です。こちらは「親亡きあと」の問題をテーマにした映画であり、司法書士の立場として何かできることはないかと、いろいろ考えさせられる映画です。レンタルショップにはなかなか置いていないので、ぜひ観たいという方は、連絡をください。DVDをお貸しします。今般の映画館はある映画以外は全然観客がいないので、ぜひ映画館まで足を運びましょう。

最後に、途中から全然関係のない映画の話になってしまいましたが、当協会のために粉骨碎身の決意で頑張りますので、皆様よろしくお願いします！

清家 鉄平（町田地区）

この度、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会の令和2年9月2日の定時社員総会で新しく理事に就任いたしました、多摩地区の宮本普雄でございます。

このような大役を仰せつかるには、まことに微力でございますが、先輩各位



ならびに社員の皆様のご助言、ご協力を仰ぎ、邁進していく決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、茨城県笠間市で生まれ育ち、住処を福島県、島根県、石川県と移した後、故郷の茨城県に戻り、平成28年度司法書士試験に合格後、同県の地域密着型の司法書士事務所での2年間の勤務を経て、平成31年4月に多摩市にて合同事務所を立ち上げるとともに、当協会に入社しました。

勤務司法書士時代は商業登記案件に携わることが多く、特に旧相続法にはやや苦手意識を持っていました。しかし、入社早々に長期相続登記等未了土地問題に係る相続人調査案件に携わる機会を得、今まで経験したことのない大量の戸籍にまみれているうちに、いつの間にか苦手意識もなくなり、さらに本国の相続法の奥深さを身をもって知ることが出来ました。これも当協会の魅力の一面でしょうか。

さて、理事に就任するにあたりまして、あらためて当協会の定款に目を通しました。みな様におかれましては、ご存じのとおり、当協会は司法書士の専門能力を結合して官公署等に対し、不動産の権利に関する登記の嘱託などの適正かつ迅速な実施に寄与することを目的としております。

私は、司法書士として経験が浅いため、この定款に謳われる専門能力を有する司法書士たるべく、一社員として勉強の日々を過ごしております。また、理事としましても知識と経験の豊富な理事の諸先輩方から多くのことを学ばせて頂いております。

今後は再び初心に帰り、少しでも当協会のため、また社会のために邁進すべく、努力を重ねてまいりたいと思っております。今後とも、従前に倍するご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

宮本 普雄（多摩地区）

法務局周辺探訪

皆様、日々の業務お疲れ様です。新型コロナウイルスの脅威に日本全土、全世界の日常生活が一変するという、未曾有の事態が発生しました。我々、比較のお気楽に生きていると思われるハロハロ編集部にもその影響は大きく、9か月もの間会議は開催延期を余儀なくされ、「果たして今期ハロハロガーデンは発行できるのだろうか・・・いや、そもそも発行する必要ないんじゃない？あるの？」的な空気が流れたのでした。

しかし、上層部の強い意向でハロハロガーデンの継続が決定。公嘱の未来のための広報誌ですからその判断は正しいのです。それは良いとして、「法務局周辺探訪はどうするの？・・・自粛した方がいいんじゃない？」という疑問も、編集部員の頭に湧きました。新井委員長（以下、「委員長」といいます。）からの「どうする？編集会議の後メシでも行く？」という問いかけにも、編集部一同曖昧なフワっとした苦笑いを浮かべながら下を向く始末。

そんな状態ですから当然、別日程で法務局周辺に集合して、美味しいメシをつつつき合うという趣旨の法務局周辺探訪の命運は尽きかけようとしておりました。いや、無理でしょ普通。会議だってZoomとかでやってんのに。メシ食うために集合できないでしょう。

が！

皆でワイワイ食事するのが大好きな委員長がどうしても諦めきれず「・・・じゃあアレだ。取材はできないから、今日の帰りにメシ食いに行って、それを載せたら良いじゃないか？そうしよう。なあみんな。」と提案をし、まあそれならいいんじゃないですか？と答えた編集部員が数名か。果たして、法務

局周辺探訪は特別出張版となり、四ツ谷にあります東京司法書士会館周辺探訪として掲載されることになったのです！！

司法書士会館周辺なんて東京司法書士会所属の人だったら結構行ってるよ？今さらオススメのお店なんて紹介しても意味くない？という読者の皆様が疑問を持たれるのもご尤もです。そこで、私たち編集部は頭をひねり、「普段の会務帰りには行かないようなトコ行ってみようぜ、なんせ取材だからな！」と決定。

委員長の行ってみたかった、芸能人・政治家御用達のお店。四ツ谷の焼肉名店と言われる「龍月園」（東京都新宿区四ツ谷1-20玉川ビル1F）に訪問することとなりました。



後で店員さんに「有名人の常連さんって誰かいるんですか？」突撃取材したところ・・・本当に大物政治家の名前がポンポン出てきてびっくりしました。いやもう本当にトップクラスの方々が認めたお店なんです。すごい店あるじゃないか、司法書士会館周辺。

と、いうワケで。龍月園さんの入口に立った我々取材班の様子を書こうと思ったところで字数が足りなくなりました。周辺探訪始まって以来の・・・待て、次号！！



皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会の開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
組合ウェブサイトによる情報発信
実務書籍の編集・出版
登記先例検索サービスの提供
講習会の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
レクリエーションの企画
特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

共同購買事業

業務関連必需品の斡旋販売
・登記関連用紙
・業務関連書籍
・司法書士向けソフト 等
組合出版書籍の販売
ギフト・オフィス関連用品の斡旋販売
切手・印紙類等の販売

お手伝いします。
お気軽に
お問い合わせ
ください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<https://www.tsknet.jp/>

新入社員紹介

新宿地区 緒方宏さん



●出身地は？
神戸市須磨区
●趣味は？
宝塚歌劇団応援してます。前は月組が好きやったけど、今は花組かも

●好きな食べ物は？
うどんとか蕎麦など麺類。旅行に行ったら必ずご当地うどんや蕎麦を食べます。
●この分野ではナンバーワンだ。または将来ナンバーワンになる・なりたい分野は？
あんまり誰もやってそうにない外国人の相続とか会社設立って面白そうな気がしてます。
●プライベートと仕事の両立の秘訣はありますか？
結構境界が曖昧で・・・、だから両立してるといえるかも。
●人生でうまくやったなあ~と思う事
サラリーマンをやめた後、行政書士に合格し、さらに司法書士に合格したこと。
●その他、自由に自己紹介ください
研修には積極的に参加していこうと思ってます。30年近く東京にいるから少し怪しくなったけど、関西弁を喋っている奴を見たらたぶん僕です。人生残り半分もないけど、頑張ります！

世田谷地区 山口綾乃さん



●好きな食べ物は？また、その理由は？
ラーメン？下高井戸で食べたラーメンがすごくおいしくてもう一度食べたいからです。
●自分を動物に例えるとしたら？

また、その理由は？
ネズミ。小学生のときに、仲良しのハムスターを飼っている友達から、うちのネズミみたいと言われたことがありました。今でもわりといつもビビっているので変わってないと思います。
●この分野ではナンバーワンだ。または将来ナンバーワンになる・なりたい分野は？
いつか美筆文字が書ける人になりたいです。
●プライベートと仕事の両立の秘訣はありますか？
休みの日は文字を見ないようにしたらきっとすごく疲れがとれるんじゃないかと思いますが、やれてません。
●人生でしくじったなあ~と思う事
連帯保証人になってしまったこと。
●人生でうまくやったなあ~と思う事
うまくいったことは、だいたい忘れてしまってますが、連帯保証の原契約が解除されて解放されたのは幸いでした。

編集後記

ハロハロガーデン愛読者の皆様、大変お待たせいたしました。2020年の締めくくりに、今年度初の刊行ができました。ご執筆いただきました先生方、グルメ取材をしていただいた広報委員、ご協力いただいた全ての関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、この一年はコロナの影響で従来の常識が一変し、会議・研修などはオンライン化が進みましたね。良い変化は今後も継続する世の中になることを願います。

とはいえ、本誌の人気記事「法務局周辺探訪」取材は、やはり司法書士らしく法務局周辺の気になるお店に広報委員の皆で行き、冷えたビールで乾杯しつつ盛り上がりたいたいものです。そんな日が早く来ることを願って、2021年が良い年になりますように！

(編集長 府中地区 小早川朋子)